

デ戦第 1553 号  
令和 4 年 5 月 24 日

個人情報保護委員会  
委員長 丹野 美絵子 殿

内閣総理大臣 岸田 文雄

デジタル社会の実現に向けた重点計画に関する意見聴取について

デジタル社会形成基本法（令和 3 年法律第 35 号）第 37 条第 1 項及び官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき作成されたデジタル社会の実現に向けた重点計画について、内容の変更を予定しております。

つきましては、当該変更案の作成に当たり、デジタル社会形成基本法第 37 条第 8 項において準用する同条第 4 項及び官民データ活用推進基本法第 8 条第 7 項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、別添について、あらかじめ貴委員会の意見を伺います。